

12月8日

敵基地攻撃能力保有へ

防衛政策大きく転換

いる武力攻撃事態・存立危機事態対処法に基づき実施する」もの確認。日本への武力攻撃が起きたと認定した場合、事態の経緯や武力行使が必要な理由などを記した「対処基本方針」を開議決定し、国会で承認を得る必要がある。

業務者協議で国民側アッ

ためには防衛のあり方を抜本的に見直す検討をしてきた

衛相は記者団に「日本の防衛体制の中で大きな変化だ」と述べた。公明党の山口那津男代表は2日夜、記者団に「最近の安保環境の

書改定に向け、防衛装備品の海外移転や中国やロシアの記述などを議論。今月中旬の閣議決定に向けて詰め

國・公明両党は2日、政府の安全保障関連法律の改定に向けた業務者協議で、「敵のミサイル発射拠点などをたたく」「敵基地攻撃能力の保有を認める」として正式合意した。政府はこれを受け、安保関連法律に明記し、異議を提起する能力を持つこととした。実際に攻撃するにあたっては、「専守防衛」を掲げる

▼3面=ありさり答難 31面=揺れる漁師町
日本の抑制的な防衛政策の仕組みとして定められて

政府・与党は敵基地攻撃について「自衛権の行使の一環」で、「必要最小限度の措置」としている。しかし、他国の領土や領海の中を攻撃する能力を持つことと決めて、自衛が求められた「反撃能力」とする」ことを決めた。実際に攻撃するにあたっては、自衛隊の武力行使の大まかな転換になる。

与党は2日の協議で、敵基地攻撃能力の名称について、自衛が求められた「反撃能力」とする」ことを決めた。実際に攻撃するにあたっては、自衛隊の武力行使の大まかな転換になる。

